

「規模の小さなものを除く。」を「都市小河川改修事業（局部的な対応のために行つるもの又はその施行の場所により上流の流域面積がおおむね五平方キロメートルを超えないものを除く。」に改める。

一 河川法施行令の一部を改正する政令の運用について

平成六年七月八日 建設省河川政策第四五号 建設省河川政策第五七号
各地方建設局河川部長、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局長より
建設省河川局水政課長、建設省河川局水政課長(延)達
建設省河川局水政課長通達

河川法施行令の一部を改正する政令（平成六年政令第二百二十八号）及び河川法施行規則の一部を改正する省令（平成六年建設省令第二十一号）の施行については、「河川法施行令の一部を改正する政令の施行について」（平成六年七月八日建設省河川政策第四四号各地方建設局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長及び各都道府県知事あて河川局長通達）により通達したところであるが、その運用に当たっては、下記の事項に留意し、遺憾のないようになされたい。なお、関係事項を貴管下市町村に周知方取り計らわれたい。

記

一 取水口又は排水口の付近に積もった土砂等の排除について 改正後の河川法施行令（昭和四十年政令第十四号。以下「令」といいう。）第十五条の四第一項第二号関係

1 「取水施設」及び「排水施設」について

「取水施設」とは、河川から流水を取水する機能を有する施

設を、「排水施設」とは河川へ水を排出する機能を有する施設をいうものであり、それらの機能を有するものであれば、それらの機能を果たすことを目的として設置されたものに限らないこと。

2 「土砂等」について

「土砂等」とは、土砂のほか、河川の流水の堆積作用により堆積した泥土、砂礫、樹木、ごみなどをいうものであること。

二 竹木の伐採について（令第十五条の四第一項第三号関係）

1 「竹木が現に有する治水上又は利水上の機能」及びそれらの機能を有する竹木の存する区域として河川管理者が指定する区域の選定基準について

(1) 竹木が現に有する治水上又は利水上の機能としては、次のような機能が考えられること。

① 堤防に接して洪水の流心方向に縦断的に繁茂する竹木群で、流速の低減又は水勢の緩和により堤体を保護する機能

② 無堤部等に繁茂する竹木群で、洪水時において河川区域外に流出する流水の流速の低減及び土砂の流出を抑制する機能

③ 挖込河道の河岸付近に洪水の流心方向に縦断的に繁茂する竹木群で、河岸の洗掘を抑制する機能

④ 駁渠の開口部付近に繁茂する竹木群で、洪水時において

河川法施行令の一部を改正する政令の運用について

堰堤の不連續部分から河川外に流出する流水の流逝の低減及び土砂の流出を抑制する機能

- ⑤ 取水口又は排水口の付近に繁茂する竹木群で、取水口又は排水口の前面に土砂が堆積することを抑制する機能及びみお筋を維持することにより、取水又は排水の機能を維持する機能

- (2) 許可を要する区域の選定に当たっては、竹木の有する上記①から⑤までの機能がもたらす効果が堤防、河岸等の相当部分に及ぶなど、それらの機能によりもたらされる効果からみて河川管理上有意であると認められる区域を選定すること。

2 指定する区域を選定する場合の手順について

上記1に列記した治水上又は利水上の機能を有することが見込まれる竹木の存する区域を、既存の平面図、航空写真等を活用して選び出し、さらに位置、繁茂状況、堤防との位置関係等当該竹木の状況等を個別に確認した上で、指定することが必要な竹木の存する区域を選定すること。

3 指定する区域の公示について

竹木の伐採について許可を要する区域を指定する場合には、改正後の河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号。以下「省令」という。）第十七条第二項により準用された省令第一二条の河川区域の公示の方法に準じ、省令第一二条各号（①市町村、

大字、字、小字及び地番、②一定の地物、施設又は工作物、③平面図）の一以上により当該区域を明示して、建設大臣にあつては官報に、都道府県知事にあつてはその統轄する都道府県の公報に掲載して行うこととされたことであるが、その表す範囲が明確なものとなるよう公示すること。この場合、従来の河川区域の指定の場合の告示の方法と同様、許可を要する区域を平面図に明示して行う方法（指定しようとする区域を着色することにより範囲を明確に示す方法）が望ましいこと。

また、一級河川の指定区間外の区間においては、官報に掲載して公示することとされていることから、施行日に公示する必要のある区域について、別添一の様式に沿って、かつ、別添一のスケジュールに従って、河川局水政課を経由して官報報告主任（建設大臣官房文書課長）にその手続をしることを要請するよう準備等を進めること。

4 指定する区域を公示する期限及び経過措置について

今回改正された政令の施行日に指定されなかつた河川区域内の土地においては、竹木の伐採は許可を要しないこととなることから、明らかに治水上又は利水上の機能を有していると認められる竹木の存する区域の指定は改正された政令の施行日に公示する必要があること。

また、改正前の令第十五条の四第一項第一号により竹木の伐

採について許可を要しない騒音な行為に指定している都道府県においては、許可を要する区域の指定が規制の強化になることにはかんがみ、次のような経過措置を設けることが望ましいこと。

（経過措置）

この公示の施行の際に権原に基づき、この公示により許可を要する区域として指定された区域内において竹木の伐採を行っている者は、従前と同様の条件により、当該行為について河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十五条の四第一項第四号の規定により許可を要しない騒音な行為として河川管理者が指定した行為を行っているものとみなす。」

5 施行日以後の区域の指定、変更又は廃止について

今回改正された政令の施行日以後新たに上記1の選定基準に該当することとなつたことにより指定が必要となつた竹木の存する区域については、区域の指定に当たつて周知期間を設ける、あるいは上記4のような経過措置を設けるなどの措置を講じて該区域を指定する必要があること。

一方、許可を要する区域として指定した後に、事情の変更により指定しておく必要がなくなつた場合には、速やかに当該指定を変更し、又は廃止すること。

6 指定した区域において竹木の伐採の許可申請がなされた場合の許可の基準について

河川法施行令の一部を改正する政令の運用について

竹木の伐採につき許可を要する区域として指定された区域については、それぞれ上記1に列記した機能が認められる竹木が存することから許可を要するものとされたものであるから、竹木の伐採に係る許可の申請に応じ、個別に当該申請に対する許可により竹木が伐採された場合のそれらの機能が減殺される程度を判断し、その機能が減殺したとしてもなお治水上又は利水上の支障が生じない場合には許可を行つこと。

なお、個別に判断する場合においては、個別の伐採行為に応じ、伐採前と伐採後のそれとの流速計算等を行い、その影響を考慮し判断すること。

別添一）竹木の伐採につき許可を要する区域の指定の公示の例

○○地方建設局公示

○○水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十五条の四第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、○○地方建設局及び同局○○工事事務所に備え置いて総覽に供する。

平成 年 月 日

○○地方建設局 ○○○○

次の図面（第一号から第〇号図まで）の緑色で着色した部分に該当する土地の区域

河川法施行令の一部を改正する政令の適用について

(図面省略)

附 則

(施行期日)

- 1 この公示は、公布の日から施行する。
- 2 (経過措置) この公示の指定の際既に権原に基づつき、この公示により許可を要する区域として指定された区域内において竹木の伐採を行っている者は、従前と同様の条件により、当該行為について河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十五条の四第一項第四号の規定により許可を要しない軽易な行為として河川管理者が指定した行為を行っているものとみなす。